

議案第 23 号

飛騨市医療・福祉専門職員就職準備貸付金貸与条例の一部を改正する条例について

飛騨市医療・福祉専門職員就職準備貸付金貸与条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 25 日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

就職準備貸付金の返還に係る要件等を明記するための改正

飛驒市医療・福祉専門職員就職準備貸付金貸与条例の一部を改正する条例

飛驒市医療・福祉専門職員就職準備貸付金貸与条例（令和２年飛驒市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第２条第１号を次のように改める。

(1) 市内医療・福祉機関等 飛驒市内に設置される次に掲げるいずれかに該当する事業所等をいう（市が設置するものを含む。）。

ア 保険医療機関（健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第３項に規定する保健医療機関をいう。）

イ 介護サービス事業所（介護保険法（平成９年法律第123号）第115条の32に規定する介護サービス事業者の運営する事業所若しくは施設をいう。）

ウ 保育所（飛驒市保育所条例（平成16年飛驒市条例第120号）に規定する保育所及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第４号の規定により設置されている保育所をいう。）

エ 保健センター（地域保健法（昭和22年法律第101号）第18条第１項に規定する市町村保健センターをいう。）

オ 薬局（薬事法（昭和35年法律第145号）第２条第11項に規定する薬局をいう。ただし、本店が飛驒市内に設置されている場合に限る。）

第３条第１号中「Ｉターン就職又は隣接市居住者就職」を「Ｉターン就職、隣接市居住者就職又は高山市内の看護師養成所の卒業」に改め、同号イ中「、厚生労働大臣又は知事」を「又は都道府県知事」に改める。

第６条の見出しを「(返還及び返還方法)」に改め、同条第１項中「全部を」の次に「一括で」を加える。

第7条第1項中「返還債務」を「返還の債務（以下「返還債務」という。）」に改め、第3号を削る。

第8条の見出しを「(返還債務の猶予)」に改め、同条中「返還の履行」を「返還債務の全部又は一部の履行」に、「3年」を「2年」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前に就職準備貸付金の貸与の決定を受けた者については、なお従前の例による。

飛驒市医療・福祉専門職員就職準備貸付金貸与条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行	改正案
第1条 略 (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 市内医療・福祉機関等 保険医療機関（健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項に規定する保健医療機関をいう。）、介護サービス事業所（介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の32に規定する介護サービス事業者の運営する事業所若しくは施設をいう。）、保育所（飛驒市保育所条例（平成16年飛驒市条例第120号）に規定する保育所及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第4号の規定により設置されている保育所をいう。）及び保健センター（地域保健法（昭和22年法律第101号）第18条第1項に規定する市町村保健センターをいう。）（以下「医療・福祉機関等」という。）で飛驒市内に設置されているもの（市が設置するものを含む。） — — — —	第1条 略 (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 市内医療・福祉機関等 <u>飛驒市内に設置される次に掲げるいずれかに該当する事業所等をいう（市が設置するものを含む。）。</u> — — — — — — — ア <u>保険医療機関（健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項に規定する保健医療機関をいう。）</u> イ <u>介護サービス事業所（介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の32に規定する介護サービス事業者の運営する事業所若しくは施設をいう。）</u> ウ <u>保育所（飛驒市保育所条例（平成16年飛驒市条例第120号）に規定する保育所及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条</u>

(2)～(8) 略

(貸付対象者)

第3条 就職準備貸付金を受ける事ができる者は、次の各号に掲げるものとする。

(1) Uターン就職、Iターン就職又は隣接市居住者就職

_____により、市内医療・福祉機関等へ正規職員として勤務することが内定している、若しくは現に勤務している者で、次のいずれかに該当するものとする。

ア 略

イ 文部科学大臣が指定した学校、厚生労働大臣又は知事が指定した養成所の最高学年に在学し、当該年度に卒業見込みの者で、卒業後医療・福祉専門職員として勤務しようとするもの

(2)・(3) 略

第4条・第5条 略

(返還)

第6条 貸付けを受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に規定する理由が生じた日の属する月の翌月の末日までに就職準備貸付金の全部を_____返還しなければならない。

第4号の規定により設置されている保育所をいう。)

エ 保健センター（地域保健法（昭和22年法律第101号）第18条第1項に規定する市町村保健センターをいう。)

オ 薬局（薬事法（昭和35年法律第145号）第2条第11項に規定する薬局をいう。ただし、本店が飛騨市内に設置されている場合に限る。)

(2)～(8) 略

(貸付対象者)

第3条 就職準備貸付金を受ける事ができる者は、次の各号に掲げるものとする。

(1) Uターン就職、Iターン就職、隣接市居住者就職又は高山市内

の看護師養成所の卒業により、市内医療・福祉機関等へ正規職員として勤務することが内定している、若しくは現に勤務している者で、次のいずれかに該当するものとする。

ア 略

イ 文部科学大臣が指定した学校又は都道府県知事_____が指定した養成所の最高学年に在学し、当該年度に卒業見込みの者で、卒業後医療・福祉専門職員として勤務しようとするもの

(2)・(3) 略

第4条・第5条 略

(返還及び返還方法)

第6条 貸付けを受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に規定する理由が生じた日の属する月の翌月の末日までに就職準備貸付金の全部を一括で返還しなければならない。

(1)～(4) 略

(返還免除)

第7条 貸付けを受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、貸付けた就職準備貸付金の返還債務の全部を免除する。

(1)・(2) 略

(3) 職務に起因する心身の故障のため医療・福祉専門職として勤務を継続することができなくなったとき。

2 略

(返還の猶予)

第8条 市長は、貸付けを受けた者が、市内勤務医療・福祉専門職員として在職する場合であって、災害、疾病その他やむを得ない理由により就職準備貸付金の返還をすることが困難であると特に認める場合には、その在職する期間又はその理由が継続する期間、就職準備貸付金の返還の履行を猶予することができる。ただし、猶予期間は3年を超えることができない。

第9条 略

以下 略

(1)～(4) 略

(返還免除)

第7条 貸付けを受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、貸付けた就職準備貸付金の返還の債務（以下「返還債務」という。）の全部を免除する。

(1)・(2) 略

— —

2 略

(返還債務の猶予)

第8条 市長は、貸付けを受けた者が、市内勤務医療・福祉専門職員として在職する場合であって、災害、疾病その他やむを得ない理由により就職準備貸付金の返還をすることが困難であると特に認める場合には、その在職する期間又はその理由が継続する期間、就職準備貸付金の返還債務の全部又は一部の履行を猶予することができる。ただし、猶予期間は2年を超えることができない。

第9条 略

以下 略

条例関係議案要旨

議案名	飛騨市医療・福祉専門職員就職準備貸付金貸与条例の一部を改正する条例について
担当部	市民福祉部
提案理由	就職準備貸付金の返還に係る要件等を明記するための改正
制定改廃の根拠等	市独自の改正
条例の概要	【改正の趣旨】 飛騨市看護師等修学資金貸与条例（平成24年飛騨市条例第25号。以下「看護師等修学資金貸与条例」という。）の改正に伴い、当該条例においても就職準備貸付金の返還方法を明記することで債権管理の適正化を図るとともに、看護師等修学資金貸与条例等との整合性を図るため所要の改正を行うもの。併せて、就業先に薬局を加える。 【改正の内容】 (1) 返還債務の猶予について、看護師等修学資金貸与条例に合わせる。 (第8条関係) (2) 市内医療機関等への就業が見込まれる高山市内の看護師養成所の卒業生を対象とする。 (第3条関係) (3) 就業する対象機関に薬局を追加する。 (第2条関係)
市民への影響等	(1) 返還債務の猶予期間が3年から2年となる。 (2)・(3) 対象資格を有するものが市内就労した場合に、他の医療職と同様の支援を受けることができる。
施行日	公布の日
備考	